

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
品 名	仕 様 書 番 号	E Y B - Z 1 0 0 1 7 6 D
精白米	防衛大臣承認	年 月 日
	作 成	令和 2年 7月 27日
	変 更	令和 5年 8月 25日
	作成部隊等名	関東補給処用賀支処

## 1 総 則

この仕様書は、陸上自衛隊用賀駐屯地において使用する精白米について規定する。

## 2 内 容

- (1) 令和5年産 コシヒカリ、ササニシキ、ひとめぼれ、あきたこまち、ふさおとめ、1等うるち精米100%（とう精率91%）でかつ、生産地は国内産とする。
- (2) 種子及び栽培履歴の確認できる米（穀物検定協会（財）が入庫検定したもの）
- (3) 30kg新袋クラフト紙（三重、上下二重袋縫い）入り
- (4) 玄米のとう精作業
  - ア とう精作業は、納入駐屯地から立会可能な場所で、必要の都度実施するものとする。
  - イ とう精作業は納品前日とし、官側検査官の立会の下行う。
  - ウ 納入対象玄米の袋全数に対し、「農産物検査法」に基づく玄米の表示確認を行い、表示のない場合または違う表示が確認された場合は、検査不合格とする。
  - エ とう精作業の際、検査拒否・妨害及び納入される米とは別の米を精米する等の行為がみられた場合は、検査不合格とする。
  - オ とう精終了後、全ての精米の現物を確認し、官側で封印を行う。
- (5) 玄米、精米ともに室内の清潔な場所に保管されていること
- (6) 納品書の添付書類
  - ア 品質証明書（玄米調達先の証明）
 

「産地」、「年産」、「銘柄」、「取引期限」を明記したもの
  - イ 玄米仕入伝票（玄米仕入先の確認）
 

玄米を購入した時の集荷業者等の仕入先が発行するもので、「産地」、「年産」、「銘柄」、「荷姿、1袋あたりの数量、総数」、「送り先」、「送り主業者名」が明記されたもの
  - ウ とう精台帳のコピー
 

「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第48条」に規定する契約相手方が作成、管理を義務付けられているとう精台帳のうち、該当する玄米の精米状況のわかる部分
  - エ 上記書類を納入時に納品書に添付しない場合は、受領検査不合格とする。

## 3 受領検査

- (1) 納入される精米1袋ずつにJAS法に基づく表示がなされていること
- (2) 開封により、精米の虫等の混入または、粒状質粒、着色米、被害粒、砕粒（以下、「異物混入量」という。）が規定する量以上であった場合、受領検査不合格とする。
- (3) 精米の表示および異物混入量の規定の細部については、「玄米及び精米品質表示基準」及び米穀公正取引推進協議会の定める業界の自主的ガイドラインを準用する。